

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
 - 福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
 - 告示
 - 福島県環境影響評価技術指針を改定した件

規則

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十一号

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
福島県環境影響評価条例施行規則（平成十一年福島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中

ク 出力が七千キロワット以上で ある発電設備の新設を伴う風力 発電所の変更の工事の事業	ク 出力が七千キロワット以上で ある発電設備の新設を伴う風力 発電所の変更の工事の事業
ケ 出力が三万キロワット以上で ある太陽電池発電所の設置の工	出力が二万キロワット以上三万 キロワット未満である太陽電池発

を

電気の新規

に改める。

別表第二中二十二の項を二十三の項とし、十四の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次のように加える。

別表第三中二十二の項を二十三の項とし、十四の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次のように加える。

十四 別表第一の五の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十四 別表第一の五の項のケ又はコに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 別表第一の五の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十四 別表第一の五の項のケ又はコに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業

事	の設置の工事の事業
コ 出力が三万キロワット以上で ある発電設備の新設を伴う太陽 電池発電所の変更の工事の事業	出力が二万キロワット以上三万 キロワット未満である発電設備の 設を伴う太陽電池発電所の変更 工事の事業

附則

実施区域とならないこと。

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）第五条第一項及び第四項並びに条例第二十六条第一項の規定による届出がなされ、条例第五項第三号（同条第四項及び条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられたもの又はこの規則の施行の日前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可若しくは同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの（この規則の施行の日以後にその内容を変更していないもの又は事業を縮小して実施されているものに限る。）については、改正後の福島県環境影響評価条例施行規則別表第一の五の項のケ及びコに係る規定は適用しない。
- 3 改正後の福島県環境影響評価条例施行規則第四条の規定による届出及び同規則第六条の規定による方法書の作成は、施行日前に行うことができる。

（環境共生課）

告示

福島県告示第二百五十一号

福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）第四条第二項の規定により、福島県環境影響評価技術指針を改定した。この改定に係る関係図書は、福島県生活環境部環境共生総室環境共生課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（環境共生課）